

特別職等の身分の取扱について

合併協定項目 C - 1 特別職等の身分の取扱について次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 1	特別職等の身分の取扱について
<p>1 市長のほか常勤の特別職として助役（副市長）、教育長を置く。任期は各法令の定めるところによる。また、報酬は現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>3 行政委員の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は現行額をもとに調整する。</p> <p>4 審議会・委員会の付属機関は、次のとおりとする。 ・現に両市町に設置されており、新市に置いても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。 ・一方にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。 ・人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。</p> <p>5 その他の特別職は、新市において必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し設置する。</p>		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会